

身延町 選挙における投票区再編計画(投票区の見直し)・改善計画(投票環境の向上に関する新たな方策)(案)に関する意見募集の結果について

- ・本件に関する意見募集は終了しました。
- ・令和6年3月22日(金)～令和6年4月19日(金)の期間、ご意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

実施したパブリックコメントの内容は以下のとおりです。

■目的

合併当時(平成16年9月)45箇所あった選挙の投票区を、平成19年3月、身延町行政改革大綱(集中改革プラン)に基づき21箇所の投票区に統合して以降、令和3年5月、峡南高校閉校に伴い20投票区に再編しましたが、平成19年以降、計画的な投票区の見直しは行っておらず、現行の投票区において各種選挙を執行してまいりました。

令和元年末より始まった全世界的な新型コロナウイルス感染症の影響下において執行した令和3年10月24日執行 身延町議会議員選挙、令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙、令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙を通して、様々な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、同時に既存の選挙事務の見直しをするなかで、有権者の減少、特に当日投票者の減少や投票管理者・立会人のなり手不足、選挙事務の非効率性を、選挙管理委員・選挙管理委員会事務局では体感的に感じていました。

令和4年12月19日開催「第6回選挙管理委員会」において令和3年、令和4年中に執行した選挙を振り返り、また令和5年1月22日執行(当時は予定)山梨県知事選挙を控え「有権者の減少、管理者・立会人のなり手不足などから、投票所の再編についても検討していく必要があるのではないか」との選挙管理委員からの意見を受けて、「甲州市が導入した移動期日前投票所の導入検討や投票所の来客データなどを分析し、有権者の投票の機会を損ねることなく、能率的に投票所が編成できる方法を検討していく旨、共通認識とし」選挙事務の分析検証を今後行っていくこととしました。

また、令和5年1月22日執行山梨県知事選挙、令和5年4月9日執行山梨県議会議員一般選挙(無投票)を経て、令和5年4月26日開催「選挙管理委員会打合せ会」において、選挙管理委員会事務局の再編計画(骨子案)について、協議を行ったところ、おおむね事務局でまとめた骨子案のとおり承認されました。「かねてより懸案事項であった『投票区再編』は、有権者の減少、投票管理者等のなり手不足など課題も山積している現状では、再編という選択肢は待たなしであるが、有権者の投票の機会を担保できる手段も増えているため、住民等への丁寧な説明、意見を徴する機会を確保して再編検討していく」旨、決議いたしました。

その後、過去に執行した各種選挙データを検証・分析し、検討協議を重ねるなかで、投票環境を向上させる新たな方策の導入の目途も立ち、有権者のみなさまの投票の機会を損ねない再編計画の実行は可能であると判断し、下記のことを踏まえ投票区の再編、選挙事務等の業務の改善を目的として、投票区再編・改善計画(案)を策定しました。本計画の策定にあたり町民のみなさまからのご意見を次のとおり募集いたします。

- ① 投票の機会を損ねない(可能な限り維持するように編成する)
- ② 選挙のコンパクト化(投票事務を中心に無駄を省く)
- ③ 投票環境のアップデート(投票の機会増加、利便性向上に資する「改善」)

■意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

■公表場所

- ・身延町ホームページ
- ・身延町役場 本庁 総務課
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所
- ・身延町役場 久那土出張所
- ・身延町役場 古閑出張所

■募集期間

令和6年3月22日(金)～令和6年4月19日(金)午後5時【必着】

■提出方法

・意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

①計画(案)の公表場所窓口へ直接提出

②郵送により提出

郵送先:〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
身延町選挙管理委員会事務局(総務課 行政選挙担当)あて

③FAXにより提出(送信先:0556-42-2127)

④Eメールにより提出(送信先:senkyo@town.minobu.lg.jp)

■意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに町ホームページで公表します。(ご意見に対して個別に回答は行いません。)なお、類似するご意見はまとめて公表することがあります。
- ・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外(住所・氏名等の個人情報)は公表いたしません。
- ・次に該当するご意見については、町の考え方の公表は行いません。
- ・個人または法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの